

医療廃棄物を適正に処理するために

医療関係機関の皆様へ

対象となる機関

足立区内に存する病院、診療所（保健所、血液センター等を含む。）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）をいう。



足立区温暖化対策キャラクター



足立区

保存版

変更がある時だけ改訂版を発行します。大切に保存・使用してください。

目次

1章	はじめに ～廃棄物の適正処理について～	1
2章	廃棄物の区分	2
3章	廃棄物の管理	8
4章	廃棄物の委託処理	13
5章	廃棄物をめぐる先進的取組み	21
6章	足立区に行う手続きについて	22
7章	循環型社会の構築にむけて	26
8章	お問合わせ先	27
	自己チェックリスト	29
	医療廃棄物処理申請書兼処理状況報告書	30
	医療廃棄物排出状況申告書	31
参考	処理状況別提出書類早見表	32

<略語>

- * 法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- * 政令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）
- * 規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月30日厚令第35号）
- * マニュアル : 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）

1章 はじめに～廃棄物の適正処理について～

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（法第3条第1項）

これは「**排出事業者責任の原則**」と呼ばれています。

廃棄物は環境に負荷を与えているため、その廃棄物を出したものの責務として、適正に処理を行い、減量推進していくことが求められているということです。

医療関係機関も一事業者としてこの「排出事業者責任」を果たさなくてはなりません。

国（環境省）は度重なる法改正において「排出事業者責任」を強化してきており、悪質な医療機関に廃棄物処理法違反で刑事責任を問う考えです。不適正な処理や不法投棄などによる事件の原因者とならないよう、事業者自らが廃棄物の行き先に注意を払うことが必要です。なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成22年5月19日に公布され、不法投棄等を行った場合に、現行法では、1億円以下の罰金を3億円以下の罰金に引き上げることが決まり、平成22年6月9日から施行されています。その他の改正は平成23年4月1日より施行されました。皆様方には廃棄物の適正処理を確保してもらい循環型社会の構築を目指し「地球にやさしいひとのまち」を目標にご協力をお願いします。

このパンフレットは、医療関係機関等から排出される廃棄物、とりわけ特別管理廃棄物に位置づけられる感染性廃棄物の具体的な取り扱い及び医療関係機関等から排出される廃棄物の取り扱いや事業者としての責務、忘れてはいけない手続きなどをご理解いただくために作成したものです。関係機関等の皆様には、このパンフレットを参考にして廃棄物の適正処理に向けた取り組みをお願いします。

2章 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、「廃棄物」は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の大きく二つに分類されます。また、「感染性廃棄物」はそのうち特に有害なものと指定されていて、「特別管理廃棄物」に指定され、その分類により「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」とに分かれます。

廃棄物（廃棄物処理法の対象である、不要になったもの）

産業廃棄物（事業活動で発生したもののうち、20種類）（例：廃プラスチック、金属くず等）

特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）
〈感染性産業廃棄物〉（例：血液、注射針等）

一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）

事業系一般廃棄物（事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの）（例：紙くず、生ごみ等）

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活から発生したもの）

特別管理一般廃棄物（一般廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）
〈感染性一般廃棄物〉（例：臓器、血液等の付着した脱脂綿・ガーゼ等）

(1) 医療廃棄物

この用語は、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。

「在宅医療廃棄物」は、家庭廃棄物に分類されることとなります。

なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年6月10日法律第167号）の規制を受けます。販売元と相談の上、処理してください。

(2) 感染性廃棄物

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等（※）から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。（政令別表第1の4の項、政令別表第2）

よって、医療関係機関等以外から発生した廃棄物は、感染性廃棄物ではありませんが感染性廃棄物に準ずる取り扱いが求められます。

※「医療関係機関等」とは、病院・診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）・衛生検査所・介護老人保健施設・介護医療院・助産所・動物の診療施設・大学及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）のことです。（政令別表第1の4の項、規則第1条第5項）

医療関係機関等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

① 感染性廃棄物

感染性廃棄物の判断フロー P. 5 (図2) 参照

② 非感染性廃棄物 (医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの)

非感染性廃棄物の判断フロー P. 4 (図1) 参照

③ ① ②以外の廃棄物

事務室や給食室等から排出される産業廃棄物、一般廃棄物

医療関係機関等から発生する主な廃棄物

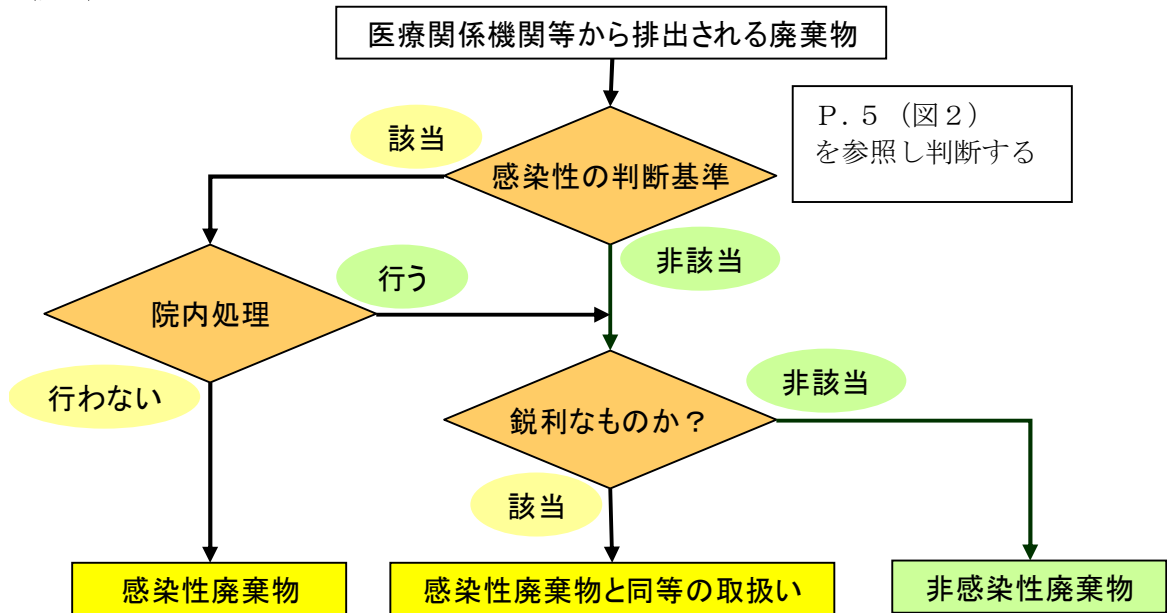
種類	例	
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液 (凝固したものに限る。)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液 (凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、デスポーザブルの手袋等
	金属くず	金属機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず (包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

政令で定める「特定の事業活動に伴って排出される紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体」は産業廃棄物に区分されるが、医療関係機関等の事業活動は「特定の事業活動」に該当しないため、当該機関から排出される場合は一般廃棄物に区分される。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(令和4年6月)環境省
(環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/content/000044789.pdf>)

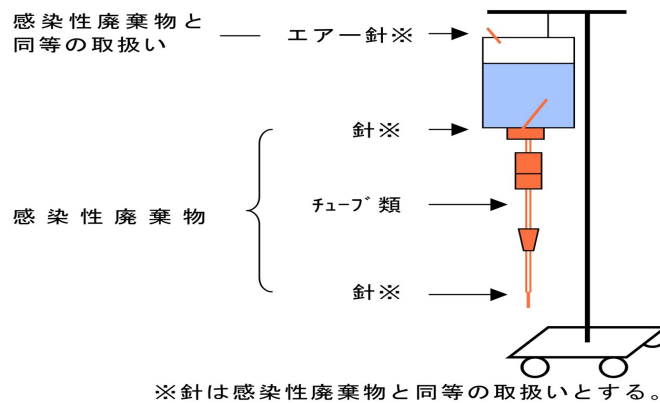
非感染性廃棄物の判断フロー

(図1)

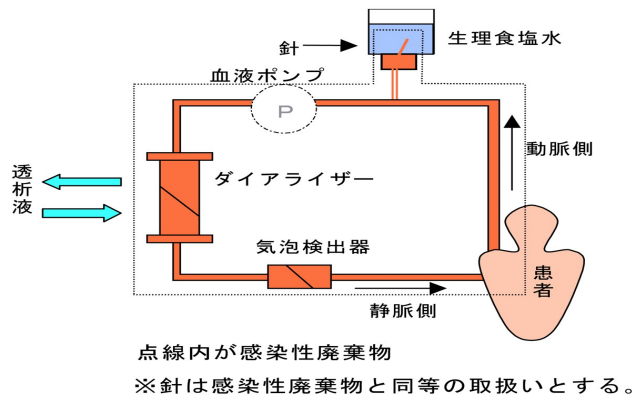


<具体例>

(1) 輸液点滴セットについて



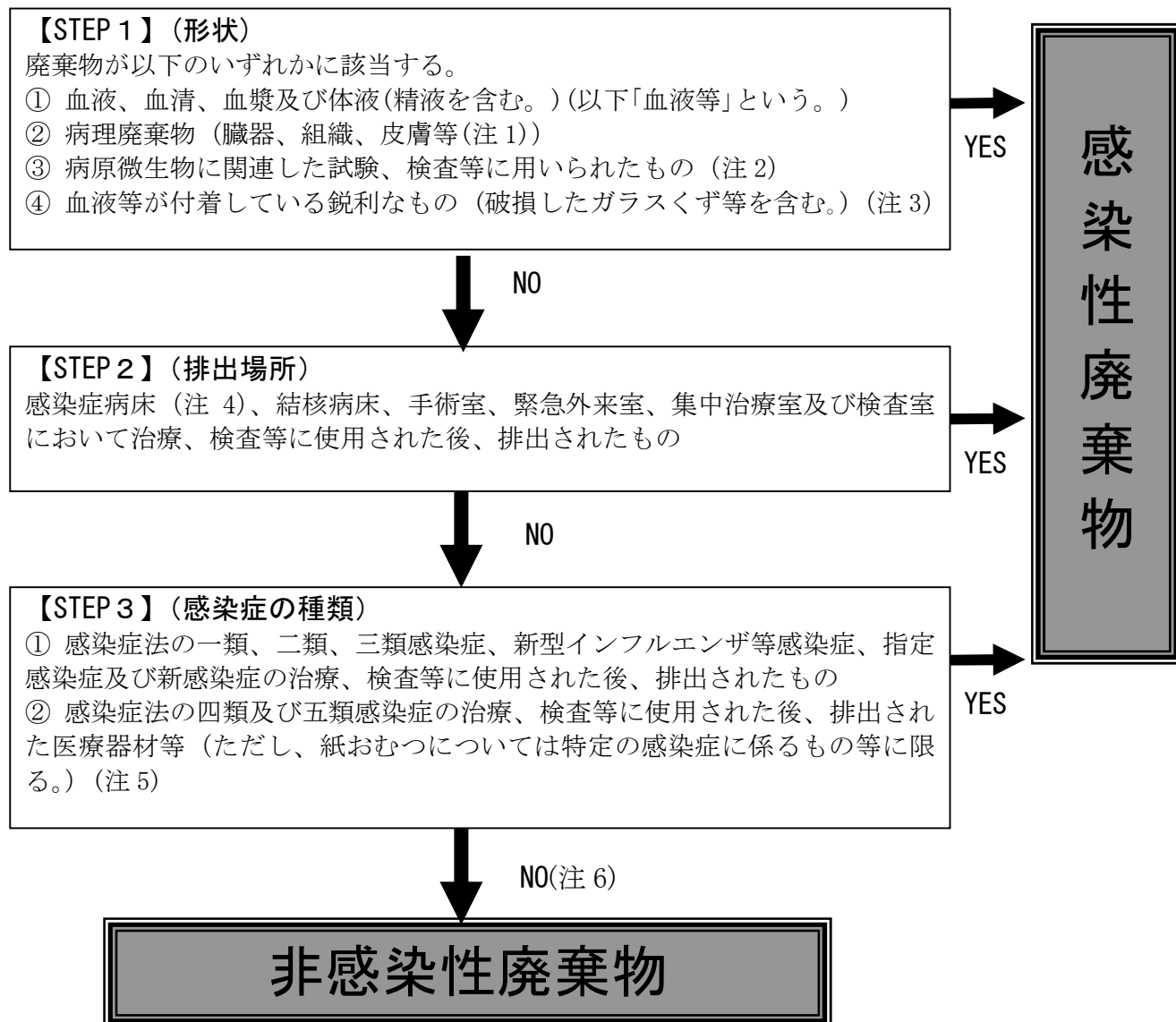
(2) 透析等回路について



ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

(図2)

感染性廃棄物の判断基準



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取り扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン固定漬臓器等を含む。

(注2) 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(3) 紙おむつの取り扱い

紙おむつの場合は、ほかの医療廃棄物と一部取り扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつに関しては感染性廃棄物となるものがあるので注意が必要です。

感染性廃棄物となる紙おむつ

- ① 血液が付着したもの
- ② 次のような特定の感染症患者が使用したもの
 - イ 指定感染症、新感染症
 - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
 - ハ 感染症法で四類、五類の一部の感染症

※ P. 7（参考1）を参照。

令和4年6月に感染法上の分類の改正がありました。

<感染性廃棄物とならない紙おむつは？>

事業系一般廃棄物として取り扱うことができます。

区の収集に出す場合でも、一般廃棄物処理業の許可ある収集運搬業者に委託をする場合でも、以下の点を厳守してください。

- ① 汚物を取り除くこと。
- ② 非感染性廃棄物であることが明示されていること。（P. 24（図12）青色識別シールを貼ること）
- ③ 袋の口を密閉し、臭気が外に漏れないようにすること。

(4) 判断がつかないものの取り扱い

判断フロー等で判断できないものは、医師等により感染性のおそれを最終的に判断し分別を行います。当該廃棄物の感染性の有無だけでなく、

- ① 当該廃棄物はどのように取り扱う必要があるか？
- ② 感染性を喪失させる処理は必要か？
- ③ 非感染性廃棄物の処理ルートで処理しても大丈夫か？

などを考慮して、適切な分別を行ってください。

(参考1) 感染症ごとの紙おむつの取り扱い (○: 感染性廃棄物 ×: 非感染性廃棄物)

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取り扱い※	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1、H7N9 であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ポツリヌス症、オウム病、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペナム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播主性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
指定感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	○	
新感染症		○	

※○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

※この表は、今後マニュアル改正に伴い、分類の追加・変更の可能性があります。

(出展) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(令和4年6月発行) 環境省

3章 廃棄物の管理

1 事務編

《東京都に対して》

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

病院や診療所等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（感染性廃棄物のみを取り扱う場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者 ※1
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った人 ※2

注) 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(強酸・強アルカリなど・・・レントゲンに使用する現像液や定着液)を排出する場合は、②又は③の資格が必要です。

- ※1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）
<https://www.jwnet.or.jp/>
- ※2 環境衛生指導員歴2年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、**30日以内に都知事に報告すること**になっています。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

まだ設置の報告をされていない医療関係機関等の方は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課までお問い合わせください。TEL 03-5388-3589

URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/special_management/pla_n/index.html

(3) 多量排出事業者の処理計画の作成（法第12条の2第8項、同第9項）

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である病院等（「多量排出事業者」）では、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告していただきます。

（法12条の2第8項、第9項）

提出及びお問い合わせ先：東京都環境局資源循環推進部計画課

TEL 03-5388-3572

URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_processing/summary_processing.html#cms1

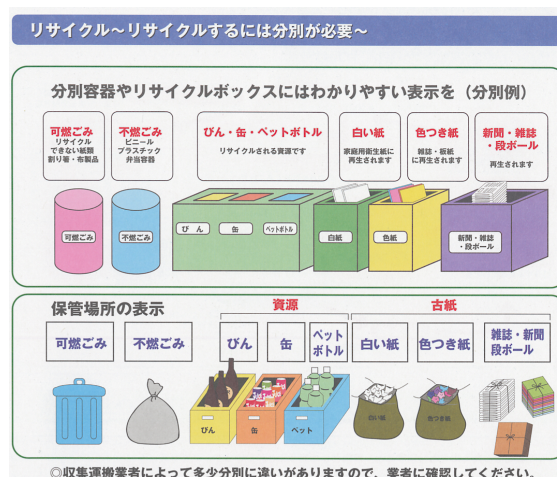
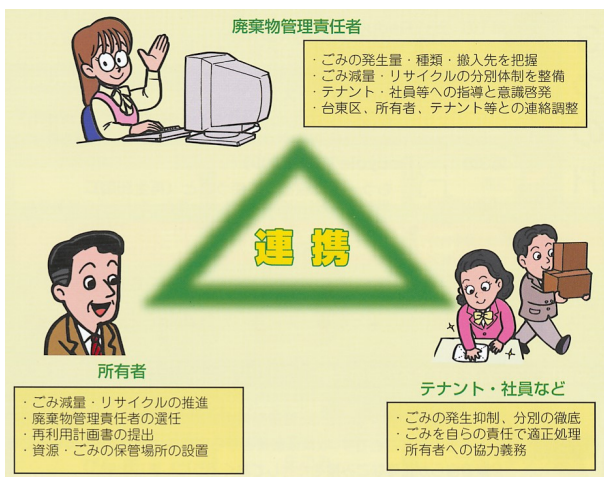
《足立区に対して》

(4) 廃棄物管理責任者の設置及び変更の届出

延床面積 1000 m²以上の医療関係機関等の所有者の方は、感染性廃棄物のみならず、その建物から排出されるすべての廃棄物について、適正な処理を行い、減量とリサイクルを進めていただく責務があります。そのリーダー的な役割を担っていただく廃棄物管

理責任者を設置してください。特別な資格は必要ありません。

廃棄物管理責任者を選任又は変更した場合には、**30日以内に足立区長に届け出る**ことになっています。(足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条の2)



(5) 事業用大規模建築物における再利用計画書の作成

延床面積 1000 m²以上の医療関係機関等の所有者の方は、上記、特別管理産業廃棄物の処理量にかかわらず、建物から排出されるすべての廃棄物について、発生量や処理ルート等状況の把握を行い適正処理と減量を行う責務があります。前年度の廃棄物の発生量と再利用率、今年度の計画を作成し、足立区長に提出していただきます（足立区廃棄物及び再利用に関する条例第19条第3項）

《共通事務》

(6) 管理規程の作成

病院や診療所等の管理者の方は、施設内における感染性廃棄物の取り扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取り扱い方法、廃棄物の種類に応じた取り扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底してください。

(7) 帳簿の記載と保存（法第12条の2第12項、法第7条第15項、同第16項）

特別管理産業廃棄物を生ずる事業所又は、施設内処理等で一定規模以上の産業廃棄物処理施設（法第15条第1項）を設置する医療機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務づけられています。帳簿は、翌月中までに記載し、1年ごとに閉じ、その後5年間保存してください。

帳簿の記載事項

- (1) **自ら運搬** ① 運搬年月日② 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
③ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- (2) **運搬の委託** ① 委託年月日② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
③ 運搬先ごとの委託量
- (3) **自ら処分** ① 処分年月日② 処分方法ごとの処分量
③ 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持ち出し先ごとの持ち出し量
- (4) **処分の委託** ① 委託年月日② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
③ 受託者ごとの委託の内容及び委託量

2 保管編

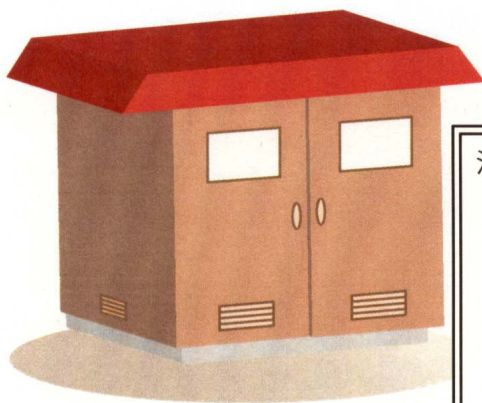
(1) 感染性廃棄物の保管（法 12 条の 2 第 2 項、規則 8 条の 13）

- ・施設は周囲に屋根・囲いが必要です。
- ・感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にします。
- ・やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないようにしてください。
- ・感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行ってください。
- ・専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮してください。（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしない）

※延床面積 1000 m²以上の医療関係機関を新設する場合は、建設の当初より、専用の保管施設を設置する必要があります。（足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 19 条第 6 項・第 50 条第 1 項の規定に基づく廃棄物保管場所設置届の提出が義務付けられています）

- ・保管施設には、関係者の見やすい箇所に図 3 のように、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取り扱い注意の表示をしてください。

(図 3)



縦及び横それぞれ 60cm 以上の掲示板には以下のことを明示すること

- ・特別管理産業廃棄物の保管場所であること
- ・保管する特別管理産業廃棄物の種類

注意

- ・感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立入禁止
- ・許可なくして梱包容器の持ち出し禁止
- ・梱包容器は破損しないように慎重に取扱うこと
- ・梱包容器の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください

特別管理産業廃棄物管理責任者 ○○ ××

連絡先 Tel : ○○-××××-□□□□

(2) 梱包（令 6 条の 5 第 1 項第 1 号、規則第 1 条の 11）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

① 液状又は泥状のもの…密閉容器

② 固形状のもの……………丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、又は堅牢な容器

③ 鋭利なもの……………耐貫通性のある丈夫な容器

(3) 表 示 (令 6 条の 5 第 1 項第 1 号、令第 4 条の 2 第 1 項 1 号、規則第 1 条の 10)

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図 4 のバイオハザードマークを付けてください。

- | | |
|------------------------|----|
| ① 液状又は泥状のもの(血液等) | 赤色 |
| ② 固形状のもの(血液等が付着したガーゼ等) | 橙色 |
| ③ 鋭利なもの(注射針等) | 黄色 |



(図 4)
バイオハザードマーク



非感染性廃棄物を入れた容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図 5 のとおりおこなってください。

(図 5) 非感染性廃棄物ラベル

非感染性廃棄物		55mm 以上
医療機関名等		
特別管理産業廃棄物 管理責任者		
排出年月日		
70mm以上		

(注) 足立区に収集を依頼する場合(要申請。6 章参照)は、P.24(図 12)の様式となります。

3 処理編

(1) 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を喪失させた処理後の廃棄物は、非感染性廃棄物として処理することができます。(鋭利なものは除く)

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 溶融設備を用いて溶融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

- ④ 乾熱蒸気滅菌装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

- ⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

（「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）」）

※施設内処理の注意点※

- ・ 焼却又は溶融設備を用いる場合、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局産業廃棄物対策課審査担当にお問い合わせください。（TEL 03-5388-3587）
- ・ 焼却又は溶融設備を用いる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却行為の規制に該当する場合があります。
- ・ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、病院や診療所の管理者の方は、緊急時対応のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

4章 廃棄物の委託処理

病院や診療所等が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条第5項、第12条の2第5項)

『処理業者に廃棄物をお願いしたらそれで終わり』ではありません。

排出事業者は法令遵守に加えて、廃棄物の発生から最終処分が終了するまで、一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない注意義務もあります。廃棄物処理法にうたう排出事業者責任は、非常に重いものとなっています。法を理解しないと気づかないうちに法違反を引き起こしたり、巻き込まれてしまう可能性があります。

廃棄物の委託契約を交わす上での注意点を以下にまとめました。

1 許可業者の選定編

廃棄物の処理業者は、大きく分けて、病院や診療所等から排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」(処理後、埋立する最終処分業者も分類としては含まれますが、ここでは直接最終処分業者と契約することはないため、中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

《排出される廃棄物ごとの処理業者を選ぼう》

P. 3の表を参照し、どの廃棄物処理業者が必要かを確認しましょう。

① 感染性廃棄物(感染性一般廃棄物・感染性産業廃棄物)

⇒ 特別管理産業廃棄物の中の感染性産業廃棄物の許可を取得している業者
※感染性一般廃棄物は、感染性産業廃棄物と一緒に処理・処分できます。

② 非感染性廃棄物・その他の廃棄物

性状から一般廃棄物か産業廃棄物かを確認します。

⇒ 廃棄物の区分ごとの産業廃棄物および一般廃棄物処理の許可業者
※古紙・ビン・缶に限っては、許可を不要として収集運搬を行えます。

例) 廃プラスチック ⇒ 廃プラスチックを取り扱える産業廃棄物処理業者
紙くず・厨芥類 ⇒ 一般廃棄物処理業者

委託先の処理業者が不法投棄を行った場合、委託した医療機関に原状回復の費用負担を求められたり、注意義務違反に問われる場合があります。

信頼できる適正な処理業者を選ぶために、3つの方法をご案内します。

1 ホームページで許可を受けた処理業者を検索する

産業廃棄物: 東京都

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/processor/index.html

(東京都環境局 HP 「廃棄物と資源循環」⇒「産業廃棄物対策」⇒「産業廃棄物処理業者に関する情報について」)

一般廃棄物: 足立区

URL: <http://www.city.adachi.tokyo.jp/gomi/kurashi/kankyo/gomi-j-tekiseshori.html>

(足立区HP インデックス「住まい・暮らし」⇒「ごみとリサイクル」⇒「事業者の方へ」「事業系ごみの適正処理について」)

2 廃棄物関係の団体に問い合わせる

産業廃棄物

(社) 東京都産業資源循環協会では、会員である処理業者の紹介を行っています。

TEL 03-5283-5455

一般廃棄物

東京廃棄物事業協同組合は会員である処理業者の紹介を行っています。

TEL 03-3232-6249

参考 事業系資源に係る相談について

医療機関等から発生する廃棄物の中にも資源として再利用できるものもたくさん含まれています。適正な分別を行うことで、廃棄物から資源として再生される処理方法を選択することもできます。

城北リサイクル協同組合は、事業系資源(古紙、ビン、缶)に関する相談、会員である処理業者の紹介を行っています。

TEL 03-3880-2365

2 契約編

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理委託契約は、いかなる場合においても**書面**で契約することになっています。(政令6条の2第4号、政令6条の6第2号)

口頭での契約は有効でないだけでなく、ひとたび不適正処理が行われれば、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になってしまいます。

また、感染性廃棄物と通常の産業廃棄物の契約は、混乱を防ぐために別々に行うようにしてください。

契約のポイントとは？

① 必ず二者契約をする (法第12条第5項)

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと個別に契約してください。収集運搬業者だけと契約している場合、処分業者とは契約していないことになり、口頭契約ということになってしまいます。もちろん、法令違反になります。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、一つの契約でできます。

② 許可証の写しを添付する (規則第8条の4)

許可証のチェックポイントを参考に、改めて添付許可証の確認を！

③ 委託基準に沿った内容であるかチェックする (令第6条の2第3号)

契約書には必ず含める事項が規定されています。

④ 契約書は5年間保存する (政令第6条の2第5号、規則第8条の4の3)

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

産業廃棄物の委託基準や、実際の契約書の内容については、東京都環境局において「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しておりますのでこちらをご参考にしてください。

[URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission.html)

＜許可証を確認しよう！＞

・許可の品目に委託したいものが含まれているか？

・許可の主体があっているか？

産業廃棄物⇒収集運搬：東京都の許可（積み込む場所）と運搬先の都道府県又は保健所設置市の両方の許可が必要

処 分：処分施設所在地の都道府県又は保健所設置市の許可が必要

一般廃棄物⇒収集運搬：足立区の許可が必要

処 分：処分先が清掃工場（特別区内の指定処理施設）以外の場合は、処分施設所在地（特別区内）の区の許可が必要

・許可期限内であるか

産業廃棄物⇒5年に1度更新

一般廃棄物⇒2年に1度更新

※ 期限が切れていると、無許可業者に委託したことになる場合があります！

3 廃棄物管理票（マニフェスト）の交付編

多くの方が未だ誤解されていますが、マニフェストは収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけのものではありません。**排出事業者が交付する**ことになっています。（法第12条の3第1項）

便宜上収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上、交付してください。マニフェストの記載内容が確認されていない場合、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合があります。

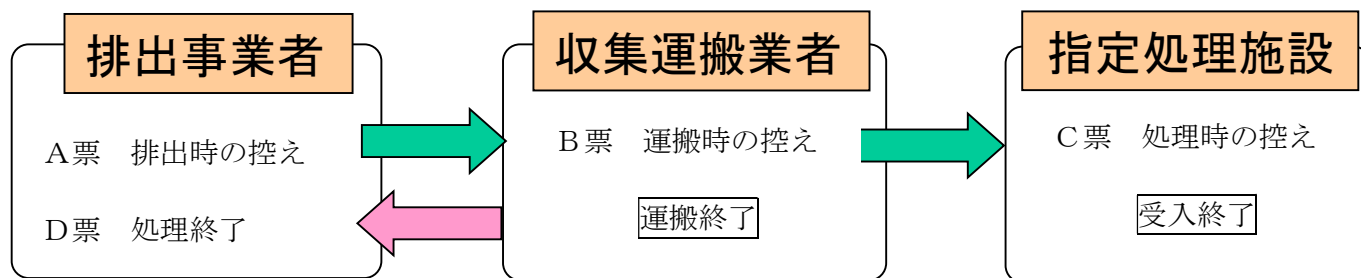
この制度は廃棄物の処理の流れを明確にし、管理する制度です。

平成3年に特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性のある廃棄物）で導入され、以後、数回の法改正により罰則が強化され、責任追及の重い制度になってきています。

？ ？ どんな場合に交付するの ？ ？

一般廃棄物

一日平均100kg（月平均3t）以上の事業系一般廃棄物を「区長が指定する処理施設」（清掃工場及び中央防波堤埋立処分場）に持ち込む場合には、作成・管理が義務付けられています。



購入方法は

東京廃棄物事業協同組合（Tel 03-3232-6249）

（財）東京都弘済会アシスト（Tel 03-5381-6335）にお問合せ下さい。

産業廃棄物

産業廃棄物については、**排出量にかかわらず、種類ごとに作成・管理**することが義務付けられています。（マニフェストの流れはP.17を参照）

また、産業廃棄物マニフェストに関しては、東京都知事への報告事項などが定められています。

購入方法は

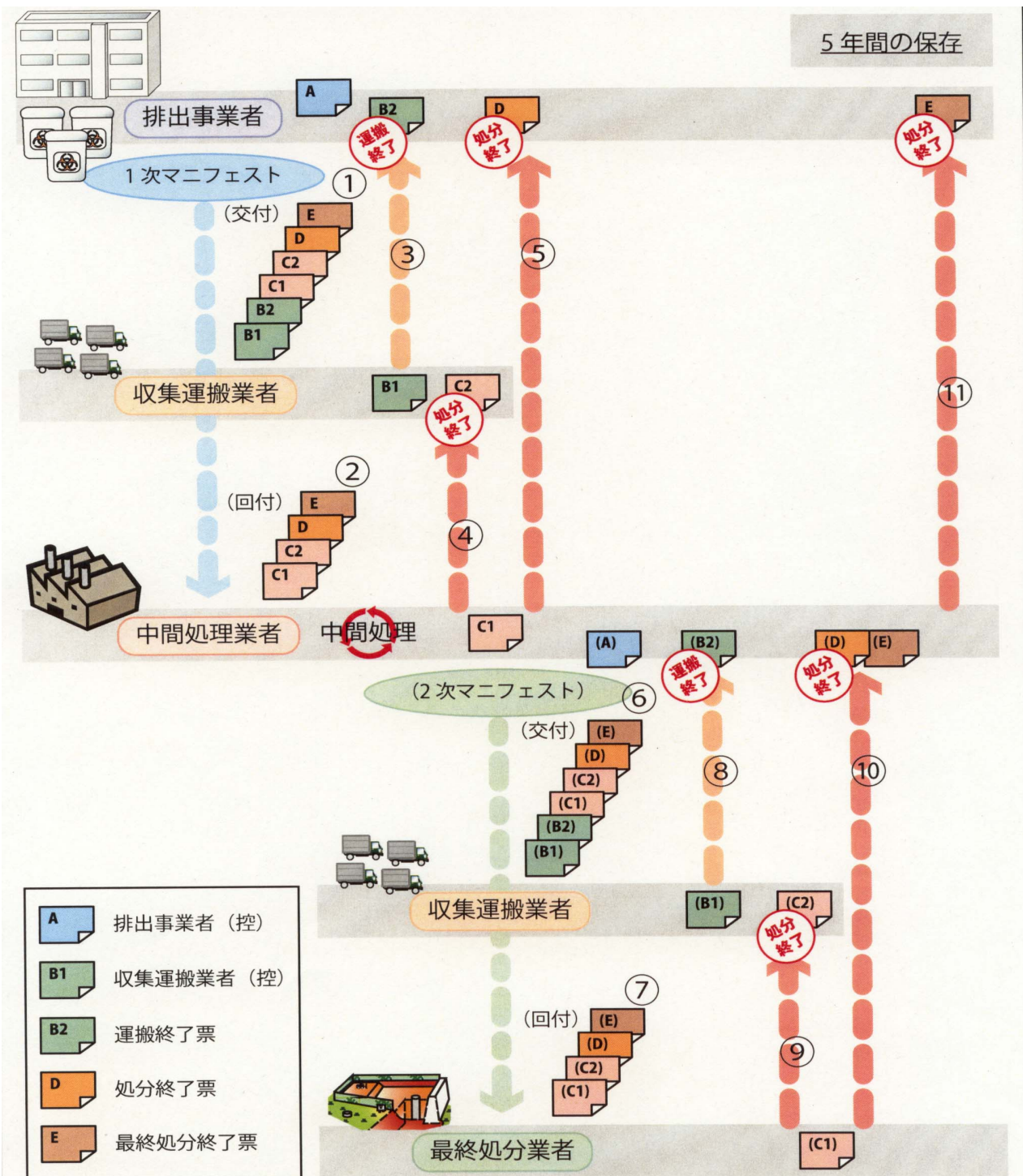
東京廃棄物事業協同組合（Tel 03-3232-6249）

（社）東京都産業資源循環協会（Tel 03-5283-5455）にお問合せ下さい。

1 最終処分の終了まで確認しましょう

廃棄物管理票（マニフェスト）は、最終処分の終了までを排出事業者が確認できるようになっています。産業廃棄物マニフェストの流れは次の図6のとおりです。

(図6)



なお、マニフェスト（B2、D、E票）についても送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません。（法第12条の3第5項、規則第8条の26）

2 マニフェストは戻ってきます

産業廃棄物マニフェストが定められた期間内に戻ってこない場合や、定められた事項の記載がない場合、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都に報告してください。定められた期間内というのは、表1のとおりです。

(表1)

	主旨	ルート	送付期限	知事への報告期限
A	控え	排出者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者→排出者	運搬終了を確認した日から10日	交付の日から90日(特管は60日)
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者→運搬業者		
D	処分終了	処分業者→排出者	処分を終了した日から10日	交付の日から90日(特管は60日)
E	最終処分終了	処分業者→排出者	2次マニフェスト(※)E票の送付を受けた日から10日	交付の日から180日

※2次マニフェスト：中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと（17頁、図6参照）

感染性廃棄物の場合、特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合、それから30日以内に都知事に報告しなければなりません。

報告というのは、廃棄物処理法に規定される措置内容報告のことです。

(法第12条の3第7項、規則第8条の29)

様式については、東京都環境局資源環境推進部産業廃棄物対策課のホームページでダウンロードすることができます。

URL:https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/itaku.html

3 産業廃棄物管理票交付状況報告書を提出しましょう

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物を排出した事業者が前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、様式にまとめ、毎年6月30日までに都道府県知事または政令市長へ提出するものです（法第12条の3第7項、規則第8条の27）

医療関係機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェスト及び帳簿管理等に十分留意してください。

東京都における本報告書の取り扱いは、産業廃棄物対策課のホームページで情報提供しています。法定様式に準ずる東京都様式、記載例、Q&Aなども入手することができますので、参考にご覧ください。

URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html

4 電子マニフェストの利用を検討してください

電子マニフェストとは、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。

また、APS(アプリケーション・サービス・プロバイダ)業者が提供するシステムを介して情報処理センターに接続する方法(EDI接続)もあります。接続業者により廃棄物の追跡管理や帳票管理など、様々な追加機能を提供しています。

電子マニフェストの長所

① 事務の効率化

マニフェスト(紙)の5年間の保存が不要

- ・ 処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認が容易
- ・ 管理票データの加工が容易
- ・ パソコンや携帯電話等、インターネットを利用していつでもどこでも作成できる。

② 法令遵守が図れる

- ・ マニフェストの誤記、記載漏れを防止
- ・ 委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③ データの透明性

- ・ マニフェストの偽造を防止
- ・ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

※電子マニフェストには料金がかかります。

詳細は以下のホームページを参照してください。

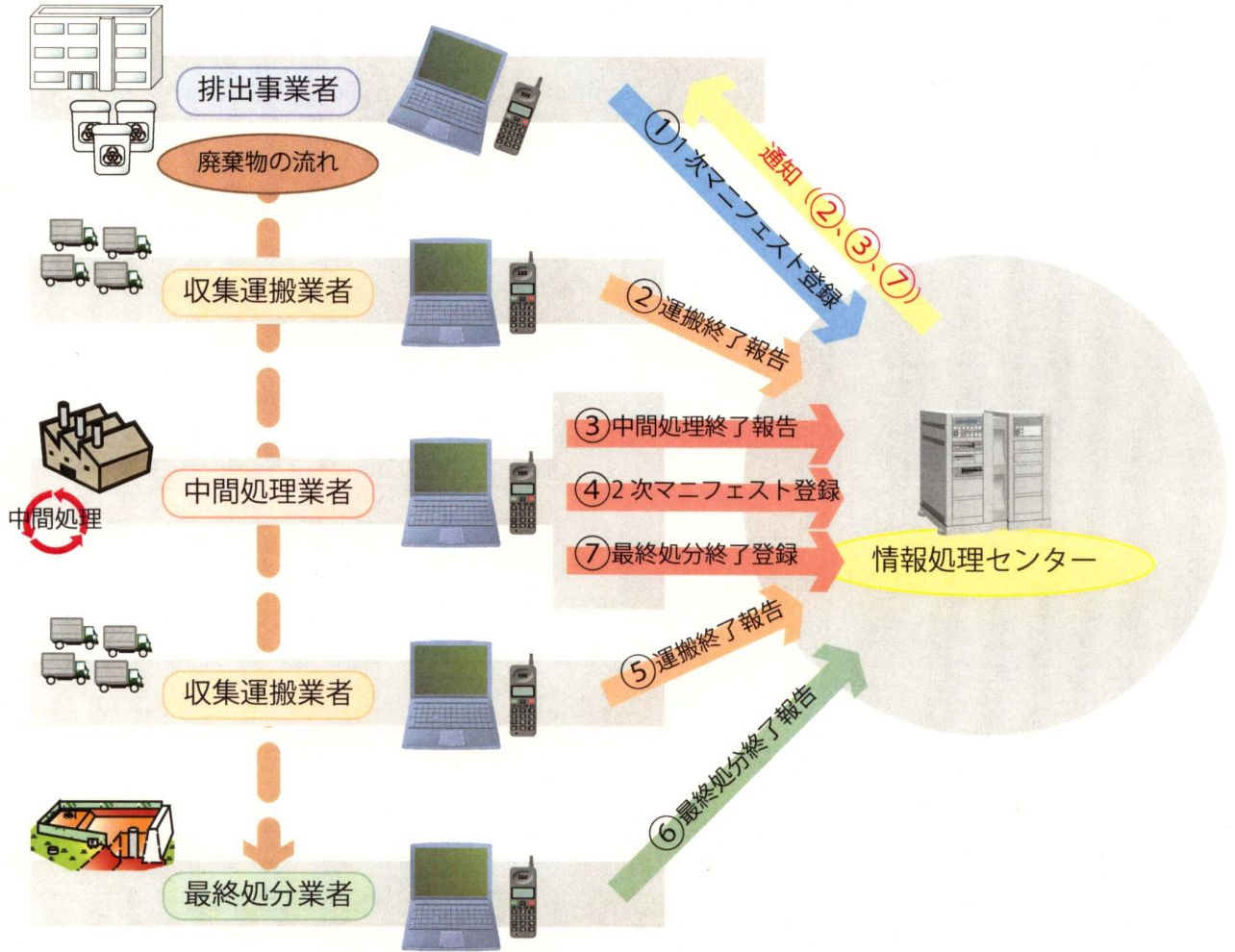
- ・ 電子マニフェストに対応している処理業者の検索
産廃情報ネット情報開示システム

URL:<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

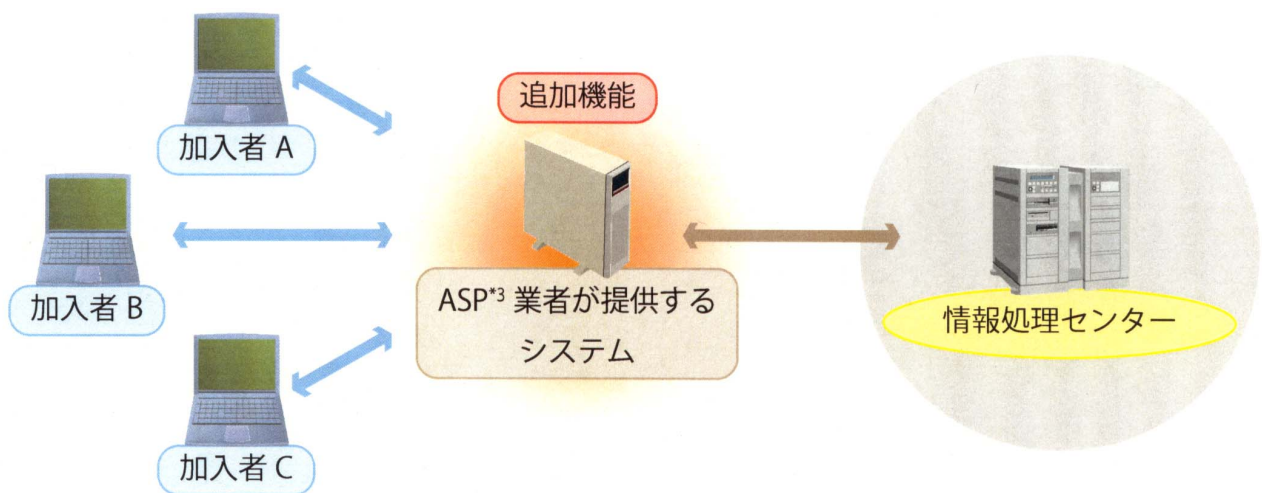
- ・ 電子マニフェストについての問合せ先

(財)日本産業廃棄物処理振興センター URL:<http://www.jwnet.or.jp/>

(図7) 電子 manifests のフロー図



(図8) EDI接続の例



※3 ASP (Application Service Provider)

業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客にレンタルする事業者のこと。利用者はパソコン等からインターネット経由で ASP 業者が提供するサーバーにアクセスし、インストールされた業務用ソフトを利用する。

5章 廃棄物をめぐる先進的取り組み

東京都が現在及び将来にわたって医療廃棄物の適正処理に向けて実施・検討している取り組みについてご案内します。

1 排出事業者と処理業者の適正処理の取り組みを公表する制度

平成17年に、東京都廃棄物条例が改正され、排出事業者と処理業者から報告を受け、公表する制度が実施されました。環境局のホームページにて、その取り組み内容が順次公表されています。

URL:https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/publication.html

産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る基本方針と組織体制

適正な委託処理の確保に向けた取組状況

処理事業者の選定方法、処理の履行状況の確認方法など

産業廃棄物の資源化率と資源化の具体的な内容

事業所での再生資源・再生品の利用状況

ホームページや環境報告書などによる情報の公開状況

以上の情報が公開されています。

① 排出事業者

一定規模以上の建設業、感染性廃棄物や特定有害産業廃棄物を排出する病院、大学等を対象とし、処理業者の選定方法や処理の履行状況確認方法、社内及び下請業者、部品納入業者等への教育など、適正処理の徹底を確保するための取り組みを公表しています。医療関係機関等では、病院、血液センター、衛生検査所を対象としています。

② 処理業者

中間処理施設、最終処分場及び保管・積替え施設を有する産業廃棄物処理業者を対象とし、月ごとの搬入・搬出実績や廃棄物の保管状況、施設の稼働状況などを公表しています。

これらの取り組みにより、排出事業者の意識の向上が図られ、適正処理の確保に向けた取り組みが促進されます。処理業者に対しては、処理の状態が公表されることにより、処理業者に対する社会的信頼性が高まるとともに、排出事業者が処理業者を選定する際の参考にすることができます。

6章 足立区に行く手続きについて

P8・9にある「廃棄物の管理」に伴う事務のほかに以下の手続きが必要です。

1 区に発生量・収集方法の報告をお願いしています

足立区内にある医療関係機関等から発生する廃棄物に関して、適正な処理が行われていることを確認するため、「医療廃棄物処理申請書兼処理状況報告書」(P30参照)の提出をお願いしています。

この報告書は2年に1度、管轄の清掃事務所に行ってください。
許可業者への委託を行っている場合でも、報告書は必要です。

※ 東京都への報告や、1000 m²以上の建築物に対する「再利用計画書」等の報告とは異なる報告です。

2 区長の指定する処理施設に持ち込む場合手続きが必要です

医療関係機関等から発生する一般廃棄物(非感染性廃棄物、非医療廃棄物)を自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して区長の指定する処理施設(清掃工場等)に持ち込む場合は、事前に所定の様式「医療廃棄物排出状況申告書」(P.31参照)に基づき、所轄の清掃事務所に申請し認定を受けていただきます。

この認定にあたっては、2年に1度、更新時期にあわせて各医療機関に申請用紙を発送します。(令和5年4月1日～令和7年3月31日については、今回発送分)

新規開設等で更新期間内に新しく申請する医療機関等に関しても、承認期限は同じです。

また、定期的又は継続的に持ち込む場合は東京二十三区清掃一部事務組合へ、臨時に持ち込む場合は所轄の清掃事務所へ別途持込申請が必要です。ただし、感染性廃棄物は持ち込めませんのでご注意ください。なお、認定期間は2年です。

3 区に処理を依頼できる場合があります

下記に示す基準に該当する場合、医療関係機関等がその事業活動に伴って生じた一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物^{*1}の処理について、委託業者に依頼するのではなく、足立区に依頼することもできます。事前に所轄の清掃事務所(区長宛)に申請し承認を得るとともに以下の基準を遵守することが必要です。

(1) 足立区に処理を依頼することができる医療関係機関等の基準

(下記の①・②両方に該当する場合) ※ただし、衛生検査所、試験研究機関は除きます。

- ① 常時使用する従業員の数が20人以下
- ② 区の収集1回あたりの排出が900 (目安として450袋で2袋)以下または平均排出日量が10kg未満

^{*1}事業者が自己処理すべきものとしている産業廃棄物のうち、①ガラスくず及び陶磁器くず②金属くず③廃プラスチック等については一定の基準を設け、足立区が一般廃棄物とあわせて処理することのできる産業廃棄物(あわせ産廃)として一般廃棄物と同様の方法で処理しています。なお、全国的には法第11条第2項の規定により市町村が処理する産業廃棄物をいいます。

(2) 足立区に処理を申請する場合の手続き等

足立区に処理を依頼する場合は、医療廃棄物処理申請書兼処理状況報告書(P 3 2 参照)により、事前に所轄の清掃事務所(区長宛)に申請し承認を得る必要があります。承認期間は2年間(※今回は、令和5年4月1日～令和7年3月31日)です。2年に1度申請を行ってください。なお、期間途中の申請でも承認期限は同じ(※今回は令和7年3月31日)です。

(3) 足立区が処理することができる廃棄物

申請対象

- ① 感染性廃棄物を医療関係機関内で法定による滅菌方法で処理したもの
(滅菌の方法によっては、さらに破砕する等により滅菌したことが明らかなもの)
 - ② 非感染性廃棄物(感染性廃棄物と同等の取り扱いとなる鋭利なものは除く)
(金属くず、ガラスくず、廃プラスチック、ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ(当初から非感染性のもので汚物を取り除いたもの))
 - ③ 非医療廃棄物
(例：待合室、事務室等から出る雑誌や紙類)
- * なお、区収集の申請をするときには、区収集1回あたり90ℓ(目安として45ℓで2袋)以下又は平均排出日量が10kg未満かどうかの判断のため医療廃棄物処理申請書の「非医療廃棄物」欄に日量等についても記入して頂きます。
- * 資源ごみとして、古紙、缶、ビン、ペットボトルも日量に含まれます。
- ④ 家庭廃棄物(診療施設と自宅が併設する場合の家庭ごみ)

★ なお、申請して頂いても滅菌処理していない廃棄物や下記の廃棄物は、区では処理していませんのでご注意ください。

ア 感染性廃棄物
 イ 感染性廃棄物と同等の取り扱いとなる鋭利なもの(医療器材としての注射針、メス、破損したガラス製品、血圧計、体温計など)
 ウ 液状、泥状の廃棄物(血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等)
 エ 臓器類
 オ その他適正に処理することが困難なもの

(4) 医療廃棄物を集積所に出す際の注意

滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、廃棄物の量に見合うだけの「有料ごみ処理券」(図11参照)及び「識別シール」(図12参照)を貼って、決められた集積所に出して下さい。足立区が決めたルールに違反する行為を行った医療機関等に対しては、処理をお断りしますのでご注意ください。

(図11) 有料シール容量別料金表

容量	70 ^{リットル}	45 ^{リットル}	20 ^{リットル}	10 ^{リットル}
金額	609 円	391 円	174 円	87 円
販売単位	3,045 円 (5 枚組)	3,910 円 (10 枚組)	1,740 円 (10 枚組)	870 円 (10 枚組)

※ 足立区内の「有料ごみ処理券」取扱所・コンビニエンスストアにて販売しております。

(図 1 2)

1 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出年月日

緑色

2 最初から非感染性の廃棄物

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

青色

☆識別シールの購入先は・・・

社会福祉法人 東京コロニー東京都大田福祉工場 (大田区大森西 2-2 2-2 6)

TEL 3 7 6 2 - 7 6 1 1

1000 枚単位 (10 枚×100 シート) で送料・消費税込で (2, 8 6 0 円)

※なお、各医療機関で緑色、青色の紙を購入して、Word 等で作成して貼付してもかまいません。

(5) 滅菌等の処理確認

診療所等には法令に基づき、滅菌処理器材若しくは滅菌済の廃棄物を調査させていただく場合もありますので、ご了承ください。

(6) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等

- ① 施設内で発生する感染性廃棄物について、法定の処理により非感染性廃棄物として取り扱えるように適正処理することができない医療関係機関等
- ② 施設内で発生する廃棄物の処理を、足立区に処理申請できない医療関係機関等
(①常時使用する従業員の数が 21 人以上②区の収集 1 回あたりの排出が 9 0 0 (目安として 4 5 0 袋で 2 袋) 超③平均排出日量が 1 0 kg 以上 のいずれかに該当)

※ 臨時的に多量に排出される場合については、事業者責任のもと、許可のある収集・運搬業者への委託をお願いします。

参考 在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、旧厚生省通知により一般廃棄物として取り扱う旨周知されています。しかし、ごみ集積所に排出された場合の住民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおりご協力願います。

- 1 医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利な物は、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。
- 2 在宅医療廃棄物を排出する患者またはその家族には、収集作業の安全性を確保するため、在宅医療で使用した注射針等を集積所には出さず、処方した医療機関・調剤薬局等に返却するようお願いしています。このことについて、医師の皆様のご協力をお願いいたします。

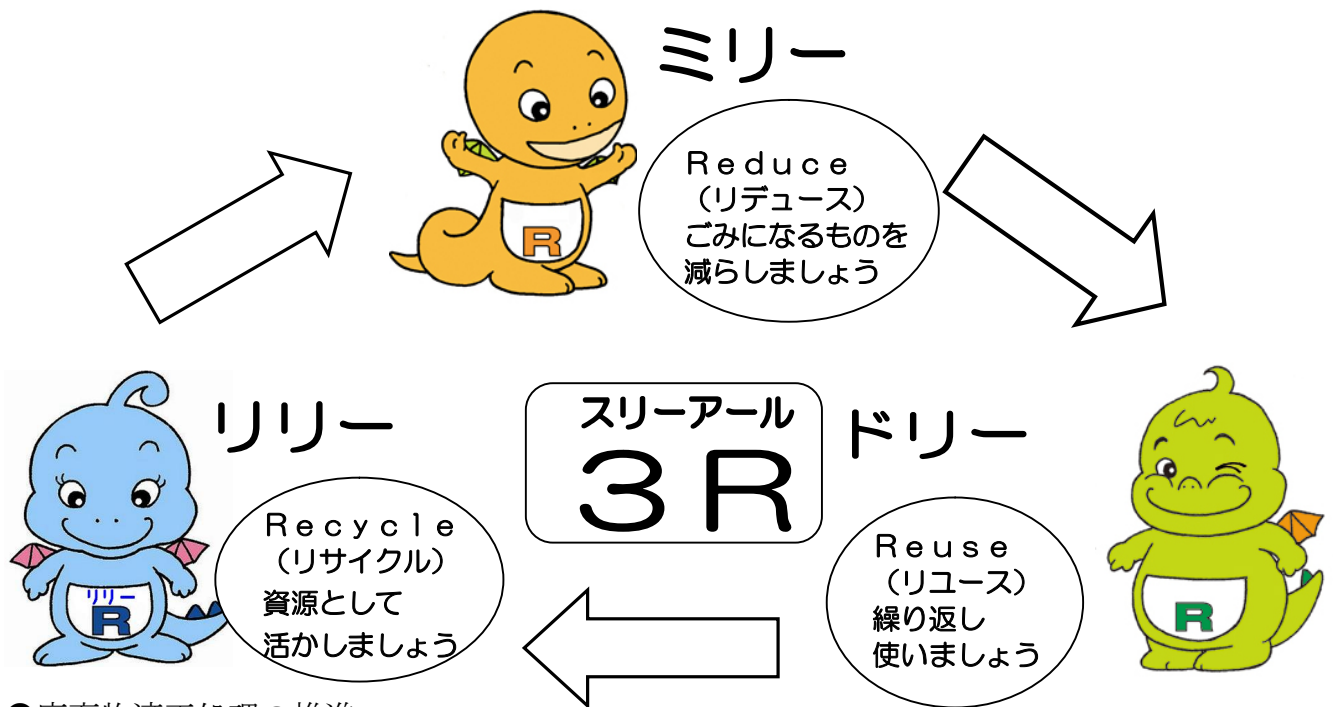
※ インスリン自己注射等で使用されるペン型自己注射針につきましても区での回収は行っておりません。

- 3 その他の在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物について、下記のとおり患者等に対してご指導いただけますよう、医師の皆様のご協力をお願いいたします。
 - ①点滴バッグ・CAPDバッグ等については、中の残存物を適正に処理し、空にして「もやすごみ」として排出してください。
 - ②脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで、「もやすごみ」として排出してください。
 - ③紙おむつについては、汚物を取り除いたうえで「もやすごみ」として排出してください。（P6「紙おむつの取り扱い」の厳守事項をお読み下さい）

7章 循環型社会の構築にむけて

● 3Rの推進

3R（スリーアール）とは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードです。大切なのはRの順番です。まずリデュース（ごみを減らす）、次にリユース（繰り返しそのまま使う）、そして最後にリサイクル（再生使用する）です。



● 廃棄物適正処理の推進

ごみの分別やリサイクル推進により、ごみを減量した上で、それでも排出されてしまうごみについては、その性質にあった適正な処理をしなければなりません。ごみの無害化、安定化とともに減量、減容化を図り、環境にやさしい方法で自然に還元しなければなりません。

医療関係機関から排出される廃棄物の性質上、安全性を優先させた場合、再利用を行うことが難しいものも多くあると思われます。しかしながら、分別の徹底や排出される廃棄物を分析するなどして、「R行動の推進」に取り組むことが大切です。地球にやさしいひとのまちをめざすには、1人の100歩より、100人の1歩が大切です。

(参考) 3R以外のRの行動

Refuse	リフューズ（拒否）	不要なものを受け取らない、余計なものを購入しない。
Repair	リペア（修理）	壊れたものを捨てずに、修理して長く使う。
Refine	リファイン（細かな分別）	分別することでリサイクルにつなげる。
Return	リターン（返戻）	購入先、納品先に戻せるものは戻す。

8章 お問い合わせ先

東京都環境局窓口

23区・島しょ地域、医療廃棄物全般について
資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当 TEL 03-5388-3586
新宿区西新宿2-8-1

産業廃棄物処理業者の許可について
資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当 TEL 03-5388-3587

特別管理産業廃棄物管理責任者、措置内容報告書
産業廃棄物管理交付状況報告書について
資源循環推進部産業廃棄物対策課規制監視担当 TEL 03-5388-3589

(社) 東京都産業資源循環協会

処理業者の紹介について
産業廃棄物マニフェストの購入について
特別管理産業廃棄物管理責任者の講習について
千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル 7階
TEL 03-5283-5455

(財) 日本産業廃棄物処理振興センター

電子マニフェスト制度について
TEL 0800-800-9023 (サポートセンター)
<http://www.jwnet.or.jp/>

(財) 東京都環境公社

医療廃棄物の適正処理に向けた追跡管理システムについて
墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階
TEL 03-3644-2189 (代)
<http://www.tokyokankyo.jp/>

足立区窓口

足立区に医療廃棄物処理を依頼する場合等について

足立清掃事務所

足立区東伊興 3-23-9

TEL 03-3853-2141

事業系ごみの適性処理について

足立区環境部ごみ減量推進課業務係

足立区中央本町 1-17-1

TEL 03-3880-5302

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

足立区公式HPより「住まい・暮らし」の項目内「ごみとリサイクル」ページへ

自己チェックリスト

本パンフレットをお読みいただきまして、ありがとうございました。
この内容を現場で活用していただけるよう、簡単な自己チェックリストを作成しました。
現場の実情に応じてご活用ください。

チェック事項	チェック
1 廃棄物の分別を適切に行っていますか(→P.2~7)	している・していない
2 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置して都知事に報告していますか(→P.8)	している・していない
3 多量排出事業者の報告は行っていますか?(→P.8) (前年度の特別管理産業廃棄物の排出量 50トン以上の医療関係機関等)	している・していない
4 帳簿を作成し、保存していますか?(→P.9)	している・していない
5 感染性廃棄物の保管場所は適切に設置、管理していますか? (→P.10)	している・していない
6 必ず書面で契約していますか?(→P.13~15)	している・していない
7 収集運搬契約と処分契約は別々に行っていますか?(→P.13~15)	している・していない
8 許可証の写しを契約書に添付していますか?(→P.13~15)	している・していない
9 添付されている許可証の許可期限は有効期間内であることを確認していますか?(→P.13~15)	している・していない
10 委託したい廃棄物は許可品目に含まれていることを確認していますか?(→P.13~15)	している・していない
11 契約書には必要事項を漏れなく記載していますか?(→P.13~15)	している・していない
12 契約書は5年間保存していますか?(→P.13~15)	している・していない
13 マニフェストは自ら交付していますか?(→P.16~19)	している・していない
14 産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)のB2票、D票、E票の戻りは確認していますか?(→P.16~19)	している・していない
15 マニフェストは処理終了後5年間保存していますか?(→P.17) (電子マニフェストの場合は除く)	している・していない
16 産業廃棄物管理票交付等状況報告書は提出していますか? (→P.18)(平成20年度から電子マニフェストの利用分は除く)	している・していない

医療廃棄物処理申請書兼処理状況報告書

年 月 日

(提出先)

足立区長

医療機関名	
管理者	印
所在地	
電話番号	()

一般廃棄物および産業廃棄物の処理について、下記のとおり報告します。

管理責任者		職 氏名					
業態及び規模		① 病院 ② 診療所（一般・歯科） ③ 介護老人保健施設 ④ 助産所 ⑤ 飼育動物診療施設 ⑥ その他（ ） （従業員数 名）（病床数 床）					
足立区 処理 依頼分	申請する廃棄物の種類及び日量	種 類		非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計	
		燃やすごみ		kg	kg	Kg	
		燃やさないごみ		kg	kg	Kg	
足立区 処理 依頼分	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法（ ） ※③～⑥の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。					
	保管場所の有無	① 有 ② 無					
	排出場所	① 専用の集積所 ② 近所の集積所 ③ その他（ ）					
業者 処理 委託分	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種 類		感染性廃棄物	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		一般廃棄物		kg	kg	kg	Kg
		産業廃棄物		kg	kg	kg	Kg
業者 処理 委託分	収集運搬を委託している業者名	種 類		感染性廃棄物	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	
		一般廃棄物	業者名 許可番号				
		産業廃棄物	業者名 許可番号				
業者 処理 委託分	処分を委託している業者名	種 類		感染性廃棄物	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	
		一般廃棄物	業者名 許可番号				
		産業廃棄物	業者名 許可番号				
承認欄	所長	副所長	管理係長	作業係長	統括技能長	技 能 長	

- * 「医療機関名、管理責任者、業態及び規模」の欄は必ず記入してください。
- * 「足立区処理依頼分」の欄は、医療廃棄物の処理を足立区に依頼する場合に記入してください。
- * 「業者処理委託分」の欄は、業者委託している分を記入してください。
- * 自己持込の場合は、「業者処理委託分」の欄に記入してください。
- * 管理者は代表者の氏名を記入してください。

医療廃棄物排出状況申告書

年 月 日

(提出先)
足立区長

(申請者) 医療機関名

管理者氏名

印

所在地

電話番号

医療廃棄物等（一般廃棄物）の排出状況について下記のとおり申告します。

申告欄	管理責任者の職氏名	職 氏名				
	業態及び規模	①病院 ②診療所（一般・歯科） ③検査機関 ④その他 ・国立・公立・私立の別（該当を○で囲む。） ・従業員数 人 ・病床数 床 ・資本金 百万円				
	発生する一般廃棄物の種類及び排出日量	種類	感染性廃棄物 kg	非感染性廃棄物 kg	非医療廃棄物 kg	合計 kg
	上記のうち区長の指定する処理施設へ持込を申請する種類及び日量 ※感染性廃棄物は区長の指定処理施設へ持込みできません。	種類	非感染性に処理した 感染性廃棄物 kg	非感染性廃棄物 kg	非医療廃棄物 kg	合計 kg
	感染性廃棄物の前処理方法	①焼却 ②オートクレーブ ③乾熱滅菌 ④煮沸（15分以上） ⑤その他 ※②～⑤の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。				
	持込予定回数及び日量	1週間あたり回数 回		1回あたり持込量 kg		
	持込形態	①自己持込み	②委託	①継続持込	②一時持込	
	委託先 処理業者名称 代表者 所在地・電話番号 許可番号	特別区許可 号				
	持込使用台数 持込車両の車両番号	台数	車両番号	車種	積載量	
	遵守事項	①感染性廃棄物は、非感染性廃棄物に処理した後、持込みます。 非感染性廃棄物に処理しない場合は専門業者に委託します。 ②廃棄物をいれた容器、袋には、区の指定したステッカーを貼付して持込みます。 ③その他、区の処理計画に従って、廃棄物を持込みます。				

※ この申告書は医療関係機関が廃棄物を自ら区長の指定する処理施設に持込む場合又は処理業者に処理を委託する場合に、事前に確認を受けるものです。

なお、実際の搬入にあたっては、清掃一組の持込承認を受ける必要があります。

（第3号様式）

医療廃棄物排出状況確認書

様

足立区長

上記の申告について下記のとおり認定します。

認定欄	持込先	清掃工場	中防処理施設	最終処分場
	認定年月日	年 月 日		
	有効期間	年 月 日	～ 年 月 日	
	持込形態	自己持込み	委託先 ()	

参考 処理状況別提出書類早見表

廃棄物の処理状況		医療廃棄物処理申請書兼 処理状況報告書		医療廃棄物 排出状況 申告書
		足立区処理委託分欄 記入	業者処理委託分 記入	
1	足立区の収集のみの場合	○		
2	足立区の収集及び業者委託 (又は自らの運搬)で区長の 指定する処理施設を利用す る場合	○	○	○
3	足立区の収集及び業者委託 (又は自らの運搬)で区長の 指定する処理施設を利用し ない場合	○	○	
4	業者委託(又は自らの運搬) で区長の指定する処理施設 を利用する場合		○	○
5	業者委託(又は自らの運搬) で区長の指定する処理施設 を利用しない場合		○	

* 「自らの運搬」の場合は業者収集委託分の欄に記入してください。

● 足立区に収集を依頼することができる医療関係機関（下記①②の両方に該当する場合）

① 常時使用する従業員数が20人以下

② 排出量が区の収集1回あたり90ℓ（目安として45ℓ袋で2袋）以下又は平均排出日量が10kg未満

※ 臨時的に多量に排出される場合については、事業者責任のもと、許可ある収集運搬業者への委託をお願いします。

● 区長の指定する処理施設（清掃工場、中防処理施設、最終処分場）
を利用することができる医療関係機関

医療関係機関の規模	下記①②の両方に該当する場合 ① 常時使用する従業員数が20人以下 ② 排出量が区の収集1回あたり90ℓ（目安として45ℓ袋で2袋）以下又は平均排出日量が10kg未満	左記に該当しない場合
搬入できる 廃棄物の種類	感染性廃棄物を非感染性にした廃棄物 非感染性廃棄物（もともと非感染性廃棄物） 非医療廃棄物 の3種類の一般廃棄物を搬入することができます。	非感染性廃棄物（もともと非感染性廃棄物） 非医療廃棄物 の2種類の一般廃棄物が搬入できません。

平成25年2月発行（令和5年10月一部改訂）

「医療廃棄物を適正に処理するために」

発行 足立区環境部足立清掃事務所作業係

郵便番号 121-0801

住 所 足立区東伊興3-23-9

電 話 03-3853-2141

FAX 03-3857-5743

E-mail: adachiseisou@city.adachi.tokyo.jp